

用語解説(五十音順)

一次救急

軽いけが、かぜ、子どもの軽症の熱発など入院の必要がなく、休日・夜間に自力により受診可能な比較的軽症患者を受け入れる医療のこと。

その患者を診察（点滴、小処置、内服薬処方など）するとともに、手術や入院治療を要する重症救急患者を、二次あるいは三次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う救急医療施設を一次救急医療機関といい、在宅当番医制参加診療所、休日・夜間急病診療所などがある。

一次予防

健康維持増進と疾患の発生防止を目指すもので、一般的に“予防”と呼ばれている。

健康維持増進対策としては、適度な運動と休養・バランスのとれた栄養・禁煙・節酒などの個人の生活習慣改善があり、そのための健康教育・栄養指導が必要となる。

また、疾病予防としては、予防接種や不衛生な生活環境改善による感染症予防、家庭・職場・学校・地域の安全確保による健康保護などがある。

いとしま共創プラン

市の重点プロジェクトの1つである小学校区を単位とした校区まちづくり事業。

地域で抱える課題を地域自ら解決することを目的として、各校区において10年後の将来計画（共創プラン）を策定し、実践する。

いとしま健康大学

糸島市が実施する健康に関する各種講座を受講し、自分の健康を自分で管理する方法を身に付けていこうとする取組。

講座には、運動基礎講座、水中運動講座、栄養講座、特定健診講座、介護予防講座などがある。

糸島市NPO・ボランティアセンター

市民活動の情報の収集・提供、施設等の提供、相談、市民活動支援関係機関との連携などにより市民活動を支援し、市民によるまちづくりを推進するための機関、施設。通称名は「こらぼ」。

糸島市食生活改善推進会

食生活改善推進員（食生活に関する正しい知識を学び、自分や家族、地域住民の健康づくりのために地域で活動する人）が中心となり、「自分たちの健康は自分たちの手で」をスローガンに、糸島市において食生活の改善を推進するためのボランティア活動を行っている団体。

糸島市体育指導委員会

スポーツ振興法の規定に基づき、糸島市教育委員会が委嘱した体育指導委員で組織する会。

スポーツの実技指導、住民のスポーツ活動促進のための組織の育成、学校、公民館、その他教育機関、行政等の行うスポーツ行事または事業に協力している。平成 24 年度からは、スポーツ基本法に基づき「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に名称変更する。

糸島市老人クラブ連合会

自主的活動を行う市内在住の高齢者の組織。

明るい長寿社会づくりや保健福祉の向上に努めることを目的に、知識や経験を生かして地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組むとともに、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流、レクリエーション、ボランティア等の活動を行っている。

医療制度改革関連法

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、「医療費制度改革大綱」に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講じるための各法律。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、堆肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の通称。

救急医療体制

昼夜を問わず発生する急病や事故等の緊急時における医療を行うための体制、在り方。

救急医療は、初期救急医療、二次救急医療、三次救急医療の 3 段階で対応することとなっており、初期救急医療は、入院の必要がなく外来診療で帰宅可能な患者に対応。在宅当番医制、休日夜間急患センター、休日歯科診療所などが該当する。二次救急医療は、入院医療を必要とする患者に対応するもので、三次救急医療は集中治療室で加療する必要がある患者への医療を指す。

救急講習

心肺蘇生法を中心とした応急手当の講習（2 時間程度）。

救命の連鎖

急変した傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行動。

協働のまちづくり

市民、市、議会が、それぞれの果たすべき責務と役割を自覚し、互いに助け合い、協力しながら、地域社会を快適かつ魅力あるものにしていく活動のすべてをいう。

健康増進法

国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された法律。

国民が生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならないことが規定されている。

健康手帳

健康診査・保健指導等の記録を綴ったり、必要な情報を記入したり、自ら健康管理をするための手帳。

後期高齢者医療制度

75歳以上（一定の障害がある場合は65歳以上）の高齢者を対象とした医療制度。

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から従来の老人保健制度に代わって実施された制度。

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の適切な医療の確保を図るため、医療費適正化推進計画、保険者による健康診査、前期高齢者に係る保険者の費用負担の調整、後期高齢者医療制度などについて定めた法律。

平成18年の医療制度改革の中で「老人保健法」の全面的な改正が行われ、平成20年改正法の施行により法律名も改称された。この法律により、75歳以上（一定の障害のある人は65歳以上）の人を被保険者とする後期高齢者医療制度が新設された。

呼吸器系疾患

呼吸器（気管、気管支、肺等）に起こる肺炎、肺結核、気管支喘息などの病気の総称。

子育て支援関係団体

子育てサークルや広場、サロンのボランティアスタッフで組織された団体。

在宅当番医

休日・夜間の比較的軽い症状の患者を診察するための初期救急体制。

(社)糸島市社会福祉協議会

福祉・保健等の関係者、行政機関と地域住民やボランティアで構成された社会福祉法人。

住民の福祉向上を目的とし、調査、総合的企画、連絡・調整、普及・宣伝、人材開発・研修、事業の企画・実施を行っている。

(社)糸島医師会

糸島市内に在住・勤務する医師で構成されている社団法人。

各医療機関で診療を行うほか、地域の保健・医療・福祉に貢献するため、行政と一体となって各業務に取り組むとともに事業協力を行っている。

(社)糸島歯科医師会

糸島市内に開業、勤務する歯科医師により構成されている社団法人。

各診療所での日常診療をはじめ、行政と連携し、乳幼児から児童生徒、成人、高齢者、要介護者まで、生涯にわたる歯、口腔の健康を守るための健診などの事業を行っている。

社会保障費

相互扶助の精神に基づいて、老齢、疾病、失業などの原因による困難から、社会の構成員が互いに守り合うシステムで、この経費を国家財政に計上したもの。

循環器系疾患

血液の通り道である血管と、血液を循環させる役割をする心臓などの循環器系に関わる病気のこと。

消化器系疾患

消化管（食道、胃、十二指腸、小腸、大腸）をはじめとして肝臓、胆のう、膵臓などに関係する病気のこと。

食生活改善推進員

食生活に関する正しい知識を学び、自分や家族、地域住民の健康づくりのために地域で活動する人。調理講習会などを通して食生活の改善を推進するためのボランティア活動を行っている。

食のまちづくり推進計画

生産者から消費者までをつないだ「食」を生かしたまちづくりの考え方や方向性を明らかにし、地域の活性化に取り組むための計画。

心疾患

心臓に関する病気で、さまざまな病気の種類がある。

動脈硬化が原因となる虚血性心疾患や、生まれつき心臓に問題がある先天性心臓病など症状や原因もそれぞれ異なる。最近増えている虚血性心疾患は、狭心症や心筋梗塞など動脈硬化によって起こる病気で、生活習慣が大きく影響している。

心臓機能障害

心臓の正常な機能に障害が発生した結果、心不全や狭心症症状、失神発作などを起こして日常生活に支障を来す状態をいう。

呼吸困難な動悸、息切れ、胸痛、下肢の浮腫、倦怠感などの症状がある。

生活習慣病

食習慣・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症や進行に起因する病気の総称。肥満、高血圧、循環器病など。

出前講座

地域の事業や施策等の情報を共有することにより、行政と市民が一体となってまちづくりを考えていくため、地域住民の要望に応じて市職員等が地域に直接出向き、情報の提供を行うもの。

特定健康診査

40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保険制度で、生活習慣病予防のために行われる健康診査。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートを行うもの。

リスクの程度に応じて、「動機づけ支援」と「積極的支援」に分類される。

脳血管疾患

脳動脈に異常によって起こる病気。障害には脳梗塞と脳出血、クモ膜下出血などいろいろな種類の病気がある。

最もよく知られているのが脳卒中で、手足の半身が麻痺したり、言語障害、意識障害などの神経症状が出る。

農力を育む基本計画

市民の理解のもと、安全で安心な農産物の生産、流通、消費が図られることにより、糸島市の農力（食料、農業、農村）が持続的に発展することを目指して平成22年に制定した「糸島市農力を育む基本条例」に掲げる目的、基本理念、基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

はつらつマイスターズ

いとしま健康大学の介護予防講座の修了生で結成するボランティアグループ。

各ふれあい生きいきサロンから依頼を受け、転ばん体操、歌、ゲームなどを行っている。

普通救命講習

消防本部によって行われている応急処置技能認定講習（心肺蘇生法、止血法、異物除去法その他応急手当）。この3時間の講習を受けると、消防本部認定の公的資格が得られる。

ふれあい生きいきサロン

公民館等を拠点にした事業で、家に閉じこもりがちな高齢者などが公民館等を集まり、ボランティアと共同で活動内容を企画し、レクリエーションや簡単な体操などを通じて仲間づくりをし、地域で生きがいをもって元気に暮らしていくことを目指した活動の場。

プレママ教室

妊娠している女性を対象として、妊娠期の過ごし方や産後の育児のことなどを学習する母子保健の教室。

ポジティブリスト

全食品に残留農薬基準が設定されること。

全ての農薬等が規制の対象となり、基準を超えた農薬が残留する食品（加工品含む）は、回収義務や販売の禁止、流通の規制などの強制処分が行われる。

要介護認定

介護保険被保険者からの申請を受け、訪問調査の結果と主治医の意見書などを参考に、介護認定審査会が被保険者の状態を審査し、要支援・要介護の判定を行う手続き。

予防接種法

伝染の恐れのある疾病の予防・症状の軽減・まん延防止を目的に予防接種を行い、公衆衛生の向上と増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として制定された法律。

臨床心理士

相談者が抱える精神的・心理的な問題に対する相談を受け、助言をして精神的健康の増進を図る専門家のこと。

老人保健法

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施すること目的とした法律。

昭和 57 年に制定、翌年 2 月に実施されたが、平成 18 年の改正により「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称が変更されるとともに、事業が発展的に継承された。